

農林水産部発注工事（森林整備保全事業）に係る積算基準等の一部改定について

改正品確法の基本理念に則り、最新の実績を踏まえて適正な予定価格を設定するため、次のとおり農林水産部発注工事に係る積算基準等を改定します。

1 改定内容

○森林整備保全事業のみ改定

一般管理費等率を改定

→森林整備保全事業設計積算要領（林野庁制定）（令和4年4月1日より適用）を準拠

2 実施時期

令和4年6月1日より適用

4年を超える場合は、火薬庫類の耐用年数を考慮し別途積算する。

3 (略)

(iii) (略)

(c) ~ (e) (略)

(ケ) 安全費

a (略)

b 積算方法

(a) 安全費として積算する内容で共通仮設費率に含まれる部分は、上記aの(a)及び(b)のうち下記の項目とする。

i ~ viii (略)

ix 安全用品等の費用 (墜落制止用器具(フルハーネス型)を含む)

x・xi (略)

(b) 上記以外で積上げ計上する項目は、次の各項に要する費用とする。

i ~ vii (略)

viii 「山岳トンネル工事の切羽における肌落ち災害防止対策に係るガイドライン」における切羽変位計測に要する費用(トンネル(NATM)の計測Aに要する費用は除く)

ix (略)

イ 現場管理費

(ア)・(イ) (略)

(ウ) 現場管理費率の補正

a 施工時期、工事期間等を考慮した現場管理費率の補正 (略)

(a) 積雪寒冷地域で施工時期が冬期となる場合

i ~ iii (略)

iv 現場管理費の補正率は、次によるものとする。
補正率(%) = 冬期率 × 補正係数
冬期率 = $\frac{\text{12月1日} \sim \text{3月31日 (11月1日} \sim \text{3月31日) までの工事期間}}{\text{工 期}}$

ただし、工期については、実際に工事を施工するために要する期間で、準備期間と後片付け期間を含めた期間とする。また、冬期工事期間についても準備期間と後片付け期間を含めた期間とする。

(略)

(b) (略)

b ~ f (略)

(3) 一般管理費等及び消費税等相当額

ア 一般管理費等の算定 (略)

表6-22 前払金支出割合が35%を超え40%以下の場合

| 工事原価 | 500万円以下 | 500万円を超え30億円以下 | 30億円を超えるもの |
|---------|---------|--------------------------|------------|
| 一般管理費等率 | 23.57% | (注)1 一般管理費等率算定式により算出された率 | 9.74% |

(注)1. 一般管理費等率算定式
 $G_p = -4.97802 \cdot \log(C_p) + 56.92101$
ただし、 G_p : 一般管理費等率 (%)
 C_p : 工事原価 (単位: 円)
 G_p の値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。

2. (略)

イ (略)

4年を超える場合は、火薬庫類の耐用年数を考慮し別途積算する。

3 (略)

(iii) (略)

(c) ~ (e) (略)

(ケ) 安全費

a (略)

b 積算方法

(a) 安全費として積算する内容で共通仮設費率に含まれる部分は、上記aの(a)及び(b)のうち下記の項目とする。

i ~ viii (略)

ix 安全用品等の費用

x・xi (略)

(b) 上記以外で積上げ計上する項目は、次の各項に要する費用とする。

i ~ vii (略)

(新設)

viii (略)

イ 現場管理費

(ア)・(イ) (略)

(ウ) 現場管理費率の補正

a 施工時期、工事期間等を考慮した現場管理費率の補正 (略)

(a) 積雪寒冷地域で施工時期が冬期となる場合

i ~ iii (略)

iv 現場管理費の補正率は、次によるものとする。
補正率(%) = 冬期率 × 補正係数
冬期率 = $\frac{\text{12月1日} \sim \text{3月31日 (11月1日} \sim \text{3月31日) までの工事期間}}{\text{工 期}}$

ただし、工期については、実際に工事を施工するために要する実工事期間(準備期間と跡片付け期間を含む。)とする。

(略)

(b) (略)

b ~ f (略)

(3) 一般管理費等及び消費税等相当額

ア 一般管理費等の算定 (略)

表6-22 前払金支出割合が35%を超え40%以下の場合

| 工事原価 | 500万円以下 | 500万円を超え30億円以下 | 30億円を超えるもの |
|---------|---------|--------------------------|------------|
| 一般管理費等率 | 22.72% | (注)1 一般管理費等率算定式により算出された率 | 7.47% |

(注)1. 一般管理費等率算定式
 $G_p = -5.48972 \cdot \log(C_p) + 59.4977$
ただし、 G_p : 一般管理費等率 (%)
 C_p : 工事原価 (単位: 円)
 G_p の値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。

2. (略)

イ (略)